

近代中国における自治と宗族

——一九二〇年代・三〇年代の広東省台山県の事例研究

宮内 肇

はじめに

本稿は、近代中国の宗族結合の持続性を考えるべく、一九二〇・三〇年代（以下、二十・三十年代）の広東省台山県における地方自治と宗族結合との相互の関係を考察するものである。

国民国家を視野に入れた清朝末期の政治改革として、科挙停止後の新式教育の普及や公共事業を地域社会に委嘱した地方自治が施行されて以来、辛亥革命後の軍閥割拠のもとで生まれた自らの地域を自らの手で治めようとする聯省自治、梁漱溟を中心とする鄉村建設としての自治運動、「三民主義」と「五権憲法」に基づく国家建設を目指した孫文・中国国民党（以下、国民党）による「県自治」など、近代中国における地方自治は、国家・地域社会の統合と建設の手段として、さまざまに議論・実践されてきた。

本稿が考察対象とする二十・三十年代の広東省では、二度の地方自治が施行された。はじめは、一九二一年一月に成立した第二次広東軍政府にて、広東省長に着任した陳炯明が「粵人治粵」（広東人による広東統治）の精神のもと、住民選挙によって県長および県議会議員を選出する県自治の実施と、県内の「区」自治が計画された^①。さらに、陳炯明は鄉村における宗族を基盤とした自治への関心もあつたという^②。二度目は、一九三一年五月に南京国民政府から分離独立した広州国民政府およびそ

の後継として、一九三六年七月まで南京国民政府から半独立状態を維持した国民政府西南政務委員会において、広東省政府の実権を掌握した陳済棠による地方自治政策である。これは国民党による「県自治」の実現を明文化した「国民政府建国大綱」の実施を試みたものであり、陳済棠政権は、「県自治」実現のために、区・郷鎮においても自治を実施する「県地方自治条例」を公布する。本稿では、以上ふたつの地方自治政策を考察対象とする。

さて、本稿の関心は、こうした地方自治の施行にあたり、地域社会のいかなる人物が、どのような社会集団を代表して、地方自治に参画したかにある。近代中国の社会集団については、従前、地域社会における血縁・地縁・信仰・同業者など、さまざまな集団の存在と、その機能が明らかにされているが^③、広東省を含む中国東南地域では、基層あるいは地域社会の凝集力として、父系出自を統制し祖先祭祀を行う祠堂（祖廟・宗祠）の建設、同族族人を記録し子孫へ伝承する族譜（家譜）の編纂、族人子弟の教育や救済を目的とした族産（共有財）の管理を通じて、同族を維持発展させる血縁集団である宗族結合が注目されてきた^④。明清期から清末初期の基層・地域社会における慈善活動や地方行政の一端を担った地域エリートと称される人物も、その多くが宗族結合の代表者であつた^⑤。しかし、二十年代以降、新文化や革命論による儒教倫理への批判、地域社会の指導者の性格的变化などを背景に、宗族意識の希薄化やその活動

の衰退、または同族の不宗化や社会団体への変貌を指摘する研究も少ない。^⑧

では、二十年代以降において、宗族が集団として持続性を有していた可能性を示す事例は存在しないのだろうか。宗族結合の持続性を示す事例があるならば、その状況や背景、要因の考察は、宗族の衰退を逆説的に解明することに資するものとなる。すなわち、いかなる状況・条件ならば、宗族結合が持続していくのか考えることも必要ではないか。本稿はその可能性を探るために、宗族結合の持続性が予期できる広東省台山県をとりあげ、地方自治に宗族がいかに関わっていたかを考察したい。

台山県(旧新寧県)^⑨は、珠江三角洲の西部に広がる丘陵地帯、所謂、四邑(あるいは五邑)地域のほぼ中央に位置し、総面積は約三千平方キロメートル、三十年代初頭の総人口は約九十五万人、県内は二十二区、一区平均二十七郷から構成され(郷人口は平均約五千人)、その下に自然村が点在していた。^⑩

同県では十三世紀半ばに広東省北部の南雄県から移住した人々が、明清期に耕地開発や商業活動を通じて、宗族結合を形成していったといわれる。十九世紀半ばには、新たな移住者との械闘による社会の荒廃、人口増加にともなう耕地不足による経済不況を解決すべく、北米大陸・東南アジアへ出稼ぎ移民を送出する。^⑪二十世紀に入ると、この移民からの所謂、華僑送金により、さまざまな物資が同県内へ搬入され、台山県は僑郷として経済不況からの復興を遂げ、二十年代後半の県城は「小広州」と称された。^⑫また、送金は郷里への諸事業に対してだけでなく、郷里の同族に対しても行われ、これにより祠堂や郷村防衛の設備である碉樓が建設されたり、郷里と移住先の双方同族の情報交換を目的とする族刊雑誌が盛んに創刊されたりした。^⑬

しかし、こうした豊かな僑郷は、その反面、新たな問題を引き起こし

た。華僑送金により鉄道の敷設や公共施設の建設が進められたが、送金の多くは、土地への投資や、必要な物資の県外・海外からの購入に充てられ、送金に依存し奢侈に流れ、産業振興を軽視する傾向があった。^⑭また、華僑送金により経済的に余裕ができた族弟が、茶館や阿片窟、賭館に入りびたり家産を散財するといった社会問題が顕在化していたという。こうしたなかで、一九二九年十月以降の世界恐慌による台山華僑の大量帰国は、^⑮台山社会に打撃を与えた。一九三四年夏以降、台山社会の不景気は深刻化し、工業生産の従事者の七・八割が失業し県城は貧民窟と化したという。^⑯

すなわち、同族華僑の送金による祠堂建設、同族が集住する郷村の防衛施設の建設、族刊雑誌の創刊など、台山県における宗族結合は、二十年代に好景気を迎えたものの、三十年代に入り、その資本の供給源を失っていく。この状況において、陳済棠による地方自治が実施されるが、その際、宗族結合はどのような対応を取ったのか、自己の危機的な状況において、宗族は集団としてどのような機能を果たしたのだろうか。本稿では、以上の点を明らかにすべく、第一章において、二十年代台山県の地方自治におけるその担い手であった地域エリートの役割を考察し、第二章では三十年代の地方自治をめぐる構図を、第三章にて地方自治と宗族結合との相互関係を考察したい。

第一章 陳炯明政権下における台山自治

第一節 劉裁甫が画策した自治

本章では、二十年代の台山県における県長と地域エリートとの県政をめぐる対立をとりあげ、当時の自治の有り様について考察する。

一九二〇年十一月、広東省長に就任した陳炯明は、地方自治を施行すべく、就任の翌月に「広東省暫行県自治条例」を起草、省議会での議決を経て翌年四月六日に公布した^⑧。同条例は、県自治の権限と県議会の組織・職権を規定しているが、なかでも県長を住民の選挙によって選出する規定は、近代中国において画期的であった。ただし、県議会議員は普通選挙であったが、県長の民選は有権者が三名の県長候補者を選出し、その後、省長が三名から一名を指名し任命する制限が付されていた^⑨。その結果、県長と県議会議員の選挙において、前者では革命運動の功労者や国民党員が指名され、後者では各地域の有力宗族による選挙活動が展開された^⑩。

そして、台山県において、県長に指名・任命されたのは劉裁甫であった。一八八七（光緒十三年）、台山県城に生まれた劉裁甫は、伝統的教育を受けつつも、両広優級師範学堂の在学中に『民報』の購読を通して、孫文を信奉するようになり同盟会にも参加した。卒業後は郷里で教壇に立ったり、広州で新聞記者をしたりした後^⑪、一九一三年の第一屆国會議員選挙で衆議員として当選する^⑫。同年十月の正式大總統の選挙において、多くの議員が圧力により袁世凱へ投票するなか、劉は孫文に投票し、これにより彼の名は社会において認知されるようになった。その後、劉は一九一八年春に広州にて政権を樹立すべく南下していた孫文に上海で謁見し、国民党の主張と立場を宣伝する機関紙を広州で創刊することを提案した^⑬。そして、一九二〇年十月に『新民国報』の社長を引き受け、同紙を国民党の宣伝紙へ積極的に刷新していった^⑭。こうした劉裁甫の孫文との関わり、革命への信念に対する陳炯明の評価により、劉は台山県長の民選では第三位の得票数であったにも関わらず、陳炯明から県長に指名された^⑮。

一方、県議会議員の選挙では、二十一年八月下旬に県内七区から計四十

名の議員が選出され^⑯、同年末に県議会にて議長の選出が行われたが、その過程で事件が発生する。十二月二十四日に当選議員が召集され、議長選出までの「臨時主席」に陳錫周が選出、同月二十八日午後一時から正副議長を選出することが決定する。二十八日、議会の開催前に談話会が催され、朱鏡泉を議長に推薦するとの話し合いが持たれた際に、談話会に出席していた議員の陳伯浙が、突如、会場に乱入した陳姓同族によって拉致され、陳氏祠堂で暴力を受ける事件が発生する。拉致理由は、陳伯浙が議会に出席したことにより、法定議席数に達したことを陳錫周が嫌ったためだという。確かに、陳錫周は事件後に一旦、議会を開催したものの、県長から投票用紙が届かず、午後四時になって法定議席数に至らないとして停会を宣言し、議長選挙の延期を県長に上申した。ところが、同日の暗夜に議員二十一名と劉裁甫とが秘かに議会に集合し、厳重な警備のもとで正副議長を決議し、翌朝、議場前に議長決定の告知が掲示された^⑰。

この一連の事件について、県署（劉裁甫）は、陳錫周が同族の陳伯浙を拉致したことを議会と民意に対する冒瀆である糾弾し^⑱、一方、陳錫周を支持する十九名の議員は、通知なく暗夜に議会を開催し議長を選出したことは無効であると省署へ上申している。ここで注目すべきは、事件の構図である。『香港華字日報』は、一連の事件は「政府党即ち県長党」と「非政府党」との争いであるとし、両者の対立を否定はしないが、県長が議会の片側に与し議会の均衡を失わせるのは、代議制度を破壊するものであると劉裁甫の行為を批判する^⑲。国民党の助勢により県長に就任した劉裁甫にとって、伝統的な宗族関係に基づく県議会は県政運営上の障害となり、劉の強引な正副議長の議決は、議会の影響力を抑制するための施策であったと言えよう。

では、劉裁甫にとって地方自治とは如何なるものであったのか。

一九二四年三月、劉裁甫は孫文に再び面会し、五項目からなる「台山県自治辦法」を上申し認められる。同辦法は自治の名称こそ記されているが、県内における新税の設置権（第二項）、徴税権の県署による一括管理（第三項）、県内に駐留する軍隊への経費負担の免除（第五項）など、いわば県内の徴税・財政の独立を保障するものであった。劉裁甫の自治政策とは、議会における民主的な政策決定といった自治ではなく、上級政府が県政府の徴税・財政に介入できない県政の自立を画策したものであった。また、劉が議会の影響力を抑制しようとしたことを鑑みれば、それは県長独裁とも換言できよう。

第二節 県長独裁から地域エリートによる自治へ

劉裁甫による治績は、県城の城壁撤去と騎樓建設による商業の活性化や、県内の幹線道路の建設、私塾の取り締まりと新式学校・図書館の設置、さらには匪賊の肅清と県内鄉村における碉樓建設の推進などにより、従前、肯定的な評価がなされてきた。確かに二十年代の台山社会は、「はじめに」でも論じたように、社会建設を可能にする華僑送金による原資も豊富にあり、「台山県自治辦法」による徴税の自主権は、県政の財源を確保するうえで有利に作用したと思われる。

ただ、徴税は強引かつ厳しい催促のもとで行われた。例えば、道路建設では警察による徴税、建設の割当や催促が行われ、反抗する者が拘束されたり、各宗族の族長に徴税の催促をしたりしていた。粵軍総司令・許崇智から軍事費六万円の捻出が下命されると、劉は各族の紳耆を召集し各姓に負担させたりしている。こうした強引な徴収は、劉の公金横領の疑惑を生み、また実際に、一部の軍費しか広州へ送られていないことが発覚し、劉は一九二四年末、広東省長の胡漢民により台山県長を解任されるが、直後に許崇智の庇護を受けて粵軍総司令秘書となり、翌年七

月の広州国民政府の樹立とともに同県長に再任される。

しかし、台山社会では劉裁甫の県政に対する不満が醸成されていった。一九二五年九月、県内の有力者が参集し、「台山県自治辦法」に関する公民会議を開催する。議論の中心は、徴税項目の整理と財政の統合を通じて自治を實行するというものであった。とりわけ、徴税と自治経費については、県内各界の代表による台山自治経費籌辦処の設置が決議される。すなわち、公民会議の目的は、劉裁甫が孫文から許可された県財政の自主権を回収することにあつたと言えよう。そして、県内の有力者（各界の代表）とは、県内の自衛組織・起業家・教育関係者と県党部の代表であった。例えば、同会議の正主席を務めた陳宜禧は新寧鐵路の創設者であり、自衛組織代表の譚蔚亭は県団総局長として治安維持に従事する傍ら、県内にて電気・電話会社を起業した公共事業の功労者であった。副主席の李月垣も県内の治安維持に尽力する一方、県城の敬修学校の建設と校長を務めたり、時世に適した倫理・道德の教科書を執筆したりと教育にも従事していた。言わば、彼らは劉裁甫の社会建設における現場の実務を担ってきた地域エリートと言えよう。また、彼らは県内における有力宗族の代表者という共通点を有していた。例えば、譚蔚亭は台山譚姓の自治組織である譚氏自治会の主席と務め、李月垣は敬修学校の建設に際し、李氏大宗祠の名義で寄付金を募っている。

その後、地域エリートの活動は、一九二八年六月に新たな展開を見せる。前年八月の江西省南昌での蜂起に失敗した中国共産党は、所謂「八七会議」の方針により広東各地で蜂起、四邑地域の恩平県でも農民軍が警察署を占拠する事件が発生し、台山県でも治安が悪化する。この状況に、譚蔚亭・李月垣は県団総局を台山県自治委員会（以下、自治委員会）および台山県地方警衛隊管理委員会に改組し、県政を主導していく。そ

して、翌年には県財政を管理する財政管理委員会と台山嘗産委員会を設置し、自治委員会が徴税業務を担当し、税目と財政の整理を実施していく。⁵⁴⁾

以上のように、二十年代後半の台山県における県政は、国民党の助勢により県長に着任した劉裁甫が掌握した徴税・財政権を、有力宗族の代表として県内の社会建設に従事してきた地域エリートが回収していく構図で展開された。すなわち、県政における財政上の自立を自治とした劉裁甫の方針に対し、地域エリートはそれを独裁ととらえ、県民の代表による県政の実施を自治としたのである。

第二章 陳済棠政権下における台山自治

第一節 県参議会と区公所委員選挙

一九三一年五月末から三十六年七月まで広東省政府にて実権を掌握した陳済棠は、南京国民政府の方針とは異なる孫文の「国民政府建国大綱」の実現を目指すべく地方自治政策を実施する。具体的には、県・区・郷鎮・里の各行政単位に選挙・罷官・創制・複決の「四権」を付与する自治公所（機関）を設立するもので、とりわけ、県城に立法機関である県参議会を設け、県行政の監督権、県予算の議決権を付与した県自治を目指した。⁵⁵⁾

本章では、台山県における自治政策の運用実態の解明を通じて、三十年代の台山県における自治の担い手とその有り様を考察する。

広州に国民政府が成立すると、三十一年六月、自治委員会では県内の諸団体を交えて、今後の自治についての議論を行う。そして、省政府に対し、劉裁甫が孫文から認められた「台山県自治辦法」を今後も継続す

ること、⁵⁶⁾あわせて、県長民選の実施、国税の負担軽減、各種雑税の明確な禁止令、軍隊の県内駐屯の禁止と現地徴税の禁止の四点を請願すべく代表を広州に派遣した。⁵⁷⁾これは、従前の地域エリートによる県政の維持を希求したものであったと思われる。

しかし、省政府は七月一日に「県地方自治条例」を公布し、同月末には県以下の行政区に自治公所を設置するために籌備委員会を組織するよう指示しており、⁵⁸⁾例えば、南海県では県長の李源和が自治実施の詳細な行程を報告していることを鑑みると、自治委員会の請願は認められなかったと思われる。実際に、自治委員会は八月下旬に県署の命を受けて、同条例の実施に関する会議を招集し、⁵⁹⁾翌月には台山県地方自治籌備委員会を組織する。⁶⁰⁾

同時期の自治委員会の顔ぶれは、二十年代末に劉裁甫から県政を回収した時期とは異なっていた。ただし、公民会議・台山自治経費籌辦処の面々は、三十年代初頭には台山県国民党部委員（以下、県党部）となり、自治委員会の数名もまた県党部委員であった。当時の台山県における党員数は県総人口の〇・四%と微少で、⁶¹⁾省民政庁長の林翼中はその背景について、一部の人物が党を私物化し、有力宗族の特権となっていることを指摘しているように、⁶²⁾県党部と自治委員会は二十年代後半に形成された地域エリートが同族を新たな面々に加えつつ県政を主導していたと考えられる。

さて、台山県地方自治籌備委員会が組織されると、まず、県内の二十二区に自治籌備公所委員会が組織され、各区内の郷鎮公所委員の選出が行われた。⁶³⁾そのうえで、三十一年十一月から翌月にかけて、区公所委員（以下、区委員）および県参議会議員（以下、県参議員）の選挙が実施された。⁶⁴⁾県参議員には、自治委員会および県党部の多くが当選した。例えば、前者九名から六名が、後者からは三名（うち二名は前者と重複）が県参議に

当選しており、自治委員会・県党部の影響力が県参議会においても維持されていたことがうかがえる。

では、彼らはいかにして県参議員に当選したのだろうか。二十二の選挙区のうち、第四区・第八区・第九区・第十区・第二十区では、区委員・県参議員の当選者は全て同姓であった。商埠・荻海壩を中心とする第四区では、区委員・県参議員当選者は全員余姓であったが、荻海余姓は清朝に多くの科挙及第者を輩出したり、同族による華僑送金を背景に、祠堂の建設・医院の同族経営・族刊雑誌の発行をしたりするなど、同地域における有力宗族であった。⁶⁴つまり、選挙活動に宗族結合が強く関わっていたことが推察できよう。

それを象徴するのが、選挙区をめぐる第九区と第十区との関係である。前者では馬姓が、後者では黄姓が、区委員・県参議員の議席を独占したが、元来、両区の中心地は白沙壩であり選挙区もひとつであるべきところ、両姓の対立により、同壩内の小河をもつて分区したという。⁶⁵選挙区を設定する際に、すでに宗族結合が意識されていたのであろう。また、他区の投票所においても、投票用紙に記入すべき族人の氏名を指示したり、投票人の買収あるいは族産の分配を逆手に取った投票の強制が見られたりしたという。⁶⁶

このように、区委員・県参議員の選挙は、無論、全ての投票結果に適合するわけではないが、ひとつの特徴として、宗族結合による投票行動により各地域の有力宗族の代表者を選出する構図があったと言える。

第二節 台山県参議会とその広がり

一九三二年二月に成立した台山県参議会は、⁶⁷三十六年までの四年間で年間平均、四十件余りの議案を可決したが、その議案は県財政の予算案の策定をはじめ、社会建設・治安・教育・郷鎮における自治政策など多

岐にわたった。⁶⁸本節では県参議会でのいくつかの議案をとりあげ、県参議会の有り様を考える。

満洲・上海両事変による国情の危機が南方へ拡大することを憂慮した台山県署は、同年三月に三万元を上面して県義倉を整備する計画を示し、⁶⁹県長の李海雲が県参議会に議案「修復台山県義倉案」を提出する。そして、(一)十万元で県城に県義倉を建設し、県参議会が台山商会とともに香港台山商会⁷⁰へ赴き援助を要請する、(二)県義倉は県参議会・台山商会から各二名を推薦し、管理委員会を組織する、(三)県内各区には区公所が管理する義倉二所を設置し、建設費用は各郷長の聯席会議にて議論する、(四)管理細則については県参議会の法制・社会組が起草するとの四項目が議決された。⁷¹

同年五月、省政府は台山県に対し、国防公債九十万元の負担を指示する。県参議会は対策を講じるべく県内各界の代表を召集し、⁷²海外華僑とともに省政府に負担軽減を上申、負担額を三十万元に減額することが認められる。⁷³その後、県参議会にて公債の負担については、各商会・区公所・各姓代表による会議にて決定することを決議し、⁷⁴十一月九日に各姓の紳耆を召集して勸銷国防公債談話会を開催し、各姓族人の多寡により公債の負担を割り当てた。⁷⁵

以上の両事例からは、県参議会の県財政への対応が見て取れる。前者の県義倉の設置では、香港の台山商人に費用援助を依頼し、各区の義倉については、郷村に設置・管理を委託している。後者の事例では、そもそも負担すべき公債の金額が多額であったために、まずは海外華僑の協力を得て負担額の軽減を上申し、そのうえで、県内の宗族に公債の負担を依頼している。つまり、県参議会は県政における必要な経費の多寡に応じて、その負担を差配・調整する役割を果たしていたことがうかがえよう。前節にて論じたように、県参議員は県内の有力宗族の代表者に

よって構成されていたことを考えれば、各区の義倉設置や公債負担は、実質的に宗族に負担させていたのである。では、県参議会と香港台山商会といった海外同郷とは、どのような協力関係を構築していたのだろうか。

陳濟棠が一九三二年に計画し、翌年一月から実施した「広東省三年施政計画」のひとつであった救済事業は、省内の地方および農村社会に医院・養老院・貧民教養院などを設置し、民衆の健康や失業対策と生活状況を改善する不況対策であった。省民政庁は救済事業のために省庫より十万元を支出し、各県の人口比率によって分配したが、台山県でも省政府の援助を受けつつ、三十四年には医院や救済院の建設を開始した。それでも一部施設の建設経費が不足し、それを援助したのは香港（原文、旅港）台山商会・営産委員会・広州台山会館（広州市台山公会）であった。ここでも香港の台山商人と宗族の共有財である族産からの出捐により、県政に必要な経費を確保しているが、着目すべきは広州台山会館である。

該会館は、広州と台山との連絡機関および県人のための公益事業を目的に、一九二〇年に県人有志の出資により設けられた。三十年に広州市台山公会（以下、台山公会）と改称し、その際の成立宣言では、台山社会の弊害改善や産業振興を、広州の台山同郷（原文、旅省同郷）として救済すると述べている。そして、同会の幹事員に自治委員会（前述の李月垣など）・区公所委員・県参議員が参加していた。また、同会の正主席である李煜堂は、台山県域に生まれ十八歳で渡米し、商業活動での成功後に、香港にて保険・銀行・商社などの近代事業を興し、かつ清末の革命運動と辛亥革命後の広東省政府への継続的な経済援助を行うなど、香港の台山人社会における中心人物として高名を得ていた。なかでも李が創業した香港広東銀行は、北米・香港・広東間の華僑送金と、上海を中心とする中国国内への百貨店・紡績・金融等への投資により、「省港財団」と称

される四邑・台山郷党財閥を形成しており、同行の創業発起人・理事（原文、董事）の伍耀庭や陳符祥が台山公会の正幹事長を務めた。すなわち、台山公会は、台山県内の地域エリートと香港で成功を収めた台山商人とにより構成され、県参議会による県政、つまり郷里の自治を支持し、郷里の社会建設を援助していた。

以上のように、三十年代の台山県における自治は、二十年代に組織された自治委員会を基盤として県参議会を成立させた。そして、それは県内の地域エリートの紐帯にとどまらず、香港で成功した台山商人の経済援助により県政の実効性を高め、広州の台山公会が両者を媒介していた。台山県政は同県の地理的空間における自治を超え、台山―広州―香港という広域の台山人地域エリートの集合体であったと言える。

第三章 宗族自治の可能性

第一節 宗族結合に基づく郷村自治

前章では、県参議会が県域を超え、広州および香港在住の地域エリートあるいは商人との連携を通じて、県政を運営していたことが明らかにあった。では、県内の基層社会では、いかなる自治が展開されていたのだろうか。本章では、県以下の自治公所での活動実態を見ていく。

「県自治条例」では、区公所が区民代表大会での選挙を実施し区委員を選出、区委員より区長および副区長を選出し、郷鎮公所では郷鎮民大会での選挙により、郷長および複数名の副郷長を郷委員として選出することが規定された。いくつかの選挙結果に関する新聞報道を見る限り、とりわけ、郷鎮公所では、郷内の有力宗族が郷長・副郷長を独占している。例えば、第一区大亨郷では、郷長は同郷の衆望ある黄姓が「歴任」し、

郷内の治安維持に尽力したり、許姓が集住する第二区水歩郷では、郷村防衛のための警衛隊の増設議論を郷長と許姓の「父老」との会議によって決定したりと、地域の有力宗族が郷村自治を担っていた。

一九三一年八月初旬、林姓同族により郷公所委員（以下、郷委員）を独占していた第二区大嶺郷にて、同族間での暴力事件が発生する。同郷永寧村の林番は、同郷洞庭村に居住する同族異房の林徳湖と村民から口論の末に暴力を受け、郷公所へ連行される。郷委員の林仲良は暴力を振るった徳湖とその村民を、同房のよしみで帰宅させ、番のみを監禁した。この処分を不当とした郷民と父老は、仲良を譴責し、番の親族は各房の「父老」に、郷委員会にて番の主張を聞くよう懇願する。その後、郷委員の林綺川（県城在住）が、仲良は公平な判断をしなかったとして、林姓「族耆」の連名にて区公所に対し、事件の報告と郷委員の改選を上申した。

この事件からは以下の特徴が読み取れる。すなわち、（一）該事件は大嶺郷での暴力事件であると同時に、宗族内における不和という内訌であったこと、（二）そして、それが自治機関である郷公所にて、同房による恣意的な処分が行われたこと、（三）また、処分に対して、民衆が頼りにしたのは郷委員ではなく各房の「父老」であったこと、（四）さらに、郷委員の林綺川が林姓「耆老」として区公所に事件の報告と郷委員の改選を求めたことである。

一九三二年七月、匪賊猖獗の甚だしい古兜山の討伐を進めていた第二軍第二教導団長の葉敏予は、古兜山周辺の郷村による聯防組織を設置するにあたり、第十二区の上莘村郷の李姓と下莘村郷の麦姓との宗族対立を解消すべく、両郷の郷長に敦睦の合意を命令する。これにより両姓敦睦大会が開催され、両姓の「父老」が和約書に署名、後日に両姓の「耆老」が責任者を選出し、莘村郷約籌辦処を設立して、以後、両郷間の通婚が開始された。この事例は、宗族間の対立に、両郷の郷長が「敦睦大

会」を準備するが、その合意と規約（郷約）の締結、すなわち、郷村間の取り決めを結んだのは各族の「父老」・「耆老」であり、両郷の主導権は、両姓の父老・耆老が持ち得ていたことを示唆している。

このように、郷村社会における自治は、実質的に当地の大姓宗族の年長者が主導権を取る常態にあった。

一方、台山県政府はこうした状況を問題視し、その改革を試みようとしていた。

省民政庁長として地方自治政策を主導していた林翼中は、一九三三年五月、西南執行部政務委員会での民政概況報告において、当選した自治人員（すなわち、区・郷委員）のなかには、任務の遂行に尽力している者も多いが、「土豪劣紳」（すなわち、上述の父老・耆老）の操り人形になっている委員の存在を指摘し、また、省統計局の調査でも台山県の自治は、とりわけ目立った成果を出していないとして、その原因を宗族意識の強さ（原文、姓氏之見頗深）と経費不足に求め、郷村自治における同族の父老・耆老の影響力を問題視していた。県政府では、この問題への対応として、地方自治の専門的訓練を受けて県自治科長に出仕していた李叔明が、一九三二年六月の県参議会にて、多くの郷長が自治の真意を理解せず、郷公所をただ調停・仲裁と公費の管理をする場所としてのみ認識しているとし、郷長訓練所の設置を提案する。

一九三五年三月、自治の啓蒙・宣伝を推進すべく、小中学校での自治教育や自治宣伝隊の組織を規定した「拡大地方自治宣伝案」が省参議会にて可決されると、省民政庁から派遣された自治訓練員が、台山県でも各区公所にて郷長等を召集し、地方自治の意義と自治政策の演説を実施していく。これに加えて、台山県では自治経費についての改善も試行される。自治公所を運営するために、各区・郷内にて、さまざまな名目の徴税が行われ、また、自治人員もそこから多額の報酬を得ていたことを

問題視した県長の陳肇榮は、同年八月に郷長・副郷長の報酬（原文、伏馬費）や公所事務員の俸給、公所経費の決済法を規定した「郷公所経費標準」を頒布し、統一的な郷公所財政を目指したが、結局、経済不況による県の財政難を理由に、自治経費の徴収については、各自治公所が法令の範囲内で徴集することになった。

第二節 宗族結合の成せる自治

では、郷村自治において、県政府の政策や県参議会の決定事項は、郷公所においてどれほどの影響力があったのであろうか。それは、換言すれば、県での政治空間と郷村自治との関係において、宗族結合はいかなる役割を果たしたのかという問題である。前章第二節にて取り上げた義倉建設の郷村における実施状況について、主に台山県第四区での諸事例をとりあげて考察する。

第四区では、荻海余姓が大姓として該区内において影響力を有しており、同区選出の県参議員および区長は、ともに余姓が務めていた。また、同区は九郷から構成されていたが、管見の限りにおいて、秩枯郷および里辺郷の郷公所委員・郷長も余姓が占めていた。さらに秩枯郷では、余姓の二族房により郷公所委員会が構成されており、各房から第四区長と県参議員（補欠）を輩出していた。

一九三二年八月に県参議会議が「修復台山県義倉案」を可決した後、翌年六月に県政府は各区公所に区義倉設置の訓令を発し、華北での日本の侵攻による混乱と経済不況が深刻化した三十五年末には、県長の章萃倫が県・区義倉の設置だけでなく、さらに郷倉・族倉の設置と家庭での備蓄を提議する。

これに対し、三十六年三月、第四区公所では、区長・副区長および同区選出の県参議員など四十余名が、米穀の購入と備蓄を協議すべく区務

会議を開催し、香港風采堂・襄善堂・燕翼堂・条文社の共有財（原文、嘗款）から三万香港ドルを借り受け米穀の購入に充てること、購入する米穀の量は各戸一石を上限とし、購入が困難な場合は親族が代購し、購入した米穀は封印のうえ、義倉に保管することを決議する。これと同時に、同区では、各郷紳耆の協議により、余姓の族産（風采堂）からの収入を祭祀に充てたり、族人耆老に分配したりするのを止め、代わりに米穀を購入・備蓄することを決定している。社会の危機的な状況において、第四区では、県参議会議や県政府の米穀備蓄の指示に速やかに対応し、かつそのために宗族としての活動を制限したことが見て取れる。

また、第四区公所では、同年二月に区民代表大会を開催し、地域の陋習を改めるべく婚礼葬儀の悪しき習慣の改善を提案する。具体的には、婚礼への参加者の費用は両家が折半し、酒席を設けないこと、葬儀参列者への車代や食事の提供を禁止、また親戚にそうした費用を求めないといった規定であった。これは奢侈な婚礼葬儀を規制する所謂、風俗改良と理解できるが、この背景には、県参議会議にて議決した節儉（原文、節約）を目的とする「婚姻章程」と、同時に婚礼葬儀の簡易化を奨励するために地域エリートが組織した崇儉会が影響していると思われる。

こうした宗族による祭祀・婚礼葬儀の節儉は、第三区の黄・李・甄・陳の各姓でも同様の議論が行われ、節儉により生じた金銭を米穀の備蓄に充てる決議がなされたり、第一区松頭郷の龍安村では、同区長・県参議員を歴任した伍肩鼎が子孫会議を開催し、祠堂での祖先祭祀への供物提供を免除することを決めたりしている。

宗族における祖先祭祀や婚礼葬儀は、同族の繁栄をその内外に誇示する行為であり、そのために宗族は族産を維持・拡大させてきた。しかし、日本の侵攻と経済不況という地域社会の危機的な状況による県参議会議や県政府による義倉建設の指示に対し、宗族は、自身の危機意識も加味さ

れ、自らの血縁への協力要請と財力の節儉を通じて対応していた。台山伍姓の族刊雑誌『胥山月刊』では、一九三六年の復刊を祝う寄稿に興味深い一節がある。すなわち、台山宗族の団結は封建社会の遺恨とされるが、我々（族人）は必ずしも宗族の団結力を憎み嫌うべきではなく、この団結力を国家や社会に貢献するための助けとしなければならぬと論じる。これは、宗族による自己救済が自己の存続のみを鑑みた行動ではなく、族人の生活維持を通じて、自己と社会との関係を見据えた行動であったことを物語っている。

以上のように、郷村における自治は、当地の有力宗族が自治人員を担当することにより、族内の不和が郷公所に持ち込まれたり、宗族間の交渉の場となったりしていた。それは省・県政府とつてみれば、自治の本義とは異なるものとして改善を模索した。しかし、自治経費を提供できない政府は、結局、現地に経費の確保をさせざるを得ず、それは自治政策を宗族結合に依存することを意味した。そして、社会的危機を前にした時には、宗族結合の強さこそが、食糧の備蓄のための資金確保という危機への対応を可能にしたのであり、換言すれば、県参議会が決議した義倉建設の政策は、宗族結合の存在があつてこそ可能であつた。

おわりに

本稿では、一九二〇・三〇年代広東省における地方自治政策の台山県での有り様をとりあげ、そのなかで宗族結合が地方自治に果たした役割に注視して考察を行った。以下、本稿で得られた知見をまとめておきたい。

二十年代の台山県では、陳炯明の地方自治政策により、有力宗族の代表から構成された地域エリートと、孫文・国民党を背景に県長に就任し

た劉裁甫と間で、県政をめぐる権力争いが展開された。劉裁甫が志向した省・中央政府からの県政の自立、とりわけ財政的自立という自治に対し、地域エリートは、その財政源となる徴税権の回収を通じて、地域エリートによる自治を獲得していった。これは宗族を通じて徴税されるならば、宗族の代表でもある地域エリートが、自ら財政負担を調整しつつ、県政を担当する実践的経験であつたと言えよう。

この地域エリートの経験は、三十年代台山県の地方自治へ継承された。県参議員・区委員は当該地域の有力宗族の代表が務める傾向が見られ、県参議会は、県外の同郷（多くは広州・香港在住）および区以下の宗族結合と連携し、とりわけ財政面において、台山県の経済的不況を克服しようとする様相が見られた。これは、県参議員である地域エリートが、地縁としての県外在住の台山人と、郷村社会における血縁としての宗族結合とを県政に取り込み、台山県人による自治を意図していたと見て取れよう。

とりわけ、郷村においては、自治公所が宗族の内訌仲裁または宗族間の渉外機能を負い、よつて宗族の父老・耆老が実質的な主導権を持つ傾向が看取された。強調すべきは、義倉政策とその郷村での対応が象徴するように、宗族を背景とする自治公所の性格がゆえに、県参議会の政策が郷村社会において実効性を有していたのである。また、荻海余姓の米穀備蓄の事例が示すように、宗族自身もまた、県域を超えた同族との紐帯を持ち得ていた。

以上のように、二十年代から三十年代における台山県での自治は、地域エリート・県外の台山人・郷村における宗族結合の三つの主体により展開されたが、この三者を構成する共通要素として宗族結合は不可欠であった。畢竟、本稿の考察に即すれば、近代の台山社会では宗族結合の持続性が看取できると別言できよう。ただ、それは、同県が僑郷として

華僑送金に依拠した社会体質であったこと、世界恐慌に起因する華僑送金の減少によって社会の危機的な状況に対応しようとする意志が可能ならしめたのである。

注

- ① 陳炯明の地方自治政策に関する研究として、塩出浩和「広東省における自治要求運動と県長民選」(『アジア研究』第三十八期第三号、一九九二年)、拙稿「一九二〇年代初頭の広東鄉村社会——宗族からみる陳炯明の地方自治政策——」(『史林』第九十六号第四号、二〇一三年)がある。
- ② 拙稿前掲論文、九十一～九十二頁。
- ③ 陳濟棠政権の地方自治政策と「国民政府建国大綱」との関係については、拙稿「『国民政府建国大綱』実現への模索——一九三〇年代の広東省における地方自治論」(『孫文研究』第六十四号、二〇一九年)を参照。
- ④ 近年の日本における研究については、山本真「中国近現代社会史研究の現状と課題」(『研究中国』第七号〔通卷二二七号〕、二〇一八年)を参照。
- ⑤ 中国東南地域における宗族結合の形成とその強固さを論じた研究は多い。代表的な研究として、Maurice Freedman, *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwangtung*. (The Athlone Press, 1966.)、瀬川昌久「中国社会の人類学——親族・家族からの展望」(世界思想社、二〇〇四年)、『David Faure, *Emperor and Ancestor: State and Lineage in South China*. (Stanford University Press, 2007.)」があげられる。
- ⑥ 広東省における事例研究として、拙稿「民国初年広東の地方自治与鄉村精英」(『孫中山研究』第三輯、二〇一〇年)、同「龍濟光政権時期的広東地方精英」(『中山大学学報(社会科学版)』二〇一一年第四期)を参照。
- ⑦ Prasenjit Duara, *Culture, Power and the State: Rural North China, 1900-1942*. Stanford University Press, 1988. 王先明「變動時代的郷紳：郷紳与鄉村社会結構變遷(一九〇一—一九四五)」人民出版社、二〇〇九年。
- ⑧ 新文化や革命論のなかで、伝統的・封建的として批判の対象になったことが宗族衰退の要因とした程維栄『中国近代宗族制度』(北京)学林出版

- 社、二〇〇八年)、宗族活動の衰退を論じた川口幸大「中華民国における村落社会の構造變動」(同著『東南中国における伝統のポリテクス——珠江デルタ村落社会の死者儀礼・神祇祭祀・宗族組織』風響社、二〇一三年)の研究、宗族の同族不宗化や社会集団化については、銭杭『血縁与地縁之間：中国歴史上的聯宗与聯宗組織』(上海社会科学院出版社、二〇〇一年)、馮爾康『十八世紀以来中国家族的現代轉向』(上海人民出版社、二〇〇五年)、黄海妍『在城市与鄉村之間：清代以来廣州合族祠研究』(北京)生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇八年)等の研究があげられる。
- ⑨ 台山県は民初期までは新寧県と称されたが、湖南・四川・広西の三省にも新寧県が存在したため、一九一四年三月に台山県と改称された(『省令』令各庁県知事遵照部頒現行行政区域一覽表文)『廣東公報』第五四四号、一九一四年五月十四日)。
- ⑩ 該県の面積・総人口については、「台山警区人口」(『廣州民国日報』一九三二年四月二十日)、「四邑人口最近統計」(同日報、同年十月六日)、「五邑人口概数」(同日報、一九三三年二月十九日)、「各県人口密度」(同日報、同年三月二十一日)、「各県人口統計表」(廣東省政府秘書処『土地与人口』(廣東統計叢刊)一九三三年十二月、七十八頁、九十頁)を参照。区数については「台山政治経済状況」(『廣州民国日報』一九三五年三月三十一日)を、郷村の人口については、『台山華僑雜誌』(第四卷第一号、一九三五年一月)に、複数の区郷の人口調査が掲載されている。
- ⑪ 梅偉強・張国雄『五邑華僑華人史』広東高等教育出版社、二〇〇一年、三十四～四十四頁。
- ⑫ 司徒尚紀『僑郷三樓：華僑華人之路的豐碑』広東經濟出版社、二〇一五年、八十八・一一二～一一三頁。
- ⑬ 同県を含む四邑地域の沿革および族刊雜誌については、拙稿「一九二〇年代広東における宗族の自己改革論——五邑地域の族刊雜誌からみる」(『立命館東洋史学』第三十九号、二〇一六年、三～七頁)を参照。
- ⑭ 「台山県府計画發展実業」『廣州民国日報』一九三〇年十二月三十一日。化爾「台山社会与美洲華僑」『南國』第一期第五号、一九三二年八月。
- ⑮ 姚婷「僑刊中的僑郷社会与『僑』郷」網絡：基于一九四九年前『新寧雜誌』の告白の欄目的分析『華僑華人歴史研究』第四期、二〇一一年、

二十六、二十七頁。

- ①⑥ 海外華僑の帰国に対し、省民政庁は帰国者への救済方針を示し（「民庁通例保護帰国華僑」『新寧雜誌』第二十四年第二十五期、一九三二年十月）、台山県でも招待所を設置するなどした（「台山救済貧僑」『広州民国日報』一九三二年十月十一日、「台山安插貧華」同日報、同年月二十四日）。
- ①⑦ 「台邑最近経済状況談」『新寧雜誌』第二十六年第十七期、一九三四年六月五日。「台山県貧民窟」『広州民国日報』一九三五年六月二十四日。
- ①⑧ 李宗黄『新広東觀察記』上海商務印書館、一九二二年、八十三頁。
- ①⑨ 「広東省暫行県自治条例」第四十三條（陳定炎『陳競存（炯明）先生年譜』下冊、桂冠図書公司、一九九五年、一〇二二頁）。
- ②⑩ 拙稿二〇一三年前掲論文、八十三、一〇六頁。
- ②⑪ 劉峻「回憶我的父親劉裁甫先生」広東省政協學習和文史資料委員會編『広東文史資料存稿選編』第四卷、広東人民出版社、二〇〇五年、一五八～一五九頁。趙躍旭・尹建国「劉裁甫生平与從政考」『五邑大学学报（社会科学版）』第十七卷第三期、二〇〇五年、三十二頁。
- ②⑫ 「衆議院議員揭曉」『民生日報』一九一三年一月十一日。
- ②⑬ 趙躍旭・尹建国前掲論文、三十二頁。
- ②⑭ 高承元「回憶広州」『新民国報』『文史資料選輯』第一四三輯、二〇〇〇年、一七三頁。
- ②⑮ 台山県の県長選挙において最多得票数を得たのは、同県出身で清末期に県内の新式教育や社会教育に尽力した劉小雲（「台山劉小雲小史」『香港華字日報』一九二一年八月十六日）、次席は一九一〇年の広州新軍起義や翌年の広州起義にて出納を担当した同県出身で香港商人の李海雲であり、劉裁甫の得票数は彼らの約十分之一であった（李宗黄前掲書、九十一頁）。李海雲の経歴については、陳中美「清末革命者李海雲」（同著『台山人物志』台山華僑書社、一九八八年、九十六、九十八頁）を参照。
- ②⑯ 「県会当選議員姓名榜示」『新寧雜誌』第十三年第二十四期、一九二二年（発行月日未詳）。
- ②⑰ この一連の事件は下記の史料に基づく。「県会選挙議長紀聞」・「照録県議会宣言書」・「照録伝単」『台山旬報』第三十一期、一九二二年（発行月日未詳）。「台山県議会議員黄慶林宣言」『香港華字日報』一九二二年一月

十二日。

- ②⑱ 「照録県議会宣言書」『台山旬報』第三十一期、一九二二年（発行月日未詳）。
- ②⑲ 前掲「照録伝単」。前掲「台山県議会議員黄慶林宣言」。「台山県議員控告県長」『香港華字日報』一九二二年一月六日。
- ③⑰ 「県議会亦争議長」『香港華字日報』一九二二年一月十三日。
- ③⑱ 陳錫祺『孫中山年譜長編』下冊、中華書局、一九九一年、一八五～一八五六頁。「劉裁甫回任之特權」『広州民国日報』一九二四年三月六日。
- ③⑳ 第一項では戸口調査・田地測量・河川浚渫・義務教育の推進などを行うことを明記、第四項は県内の治安維持のための警備隊および武器配給を規定している。また、第五項では、軍費負担について、上級政府による特別な命令がある場合は、県政府の同意と両政府間の協議により決定すると規定される（「特許台山試辦自治」『広州民国日報』一九二四年三月八日）。
- ③㉑ 趙躍旭・尹建国前掲論文、三十五頁。雷子風・譚白水「劉裁甫与譚鉄肩」『台山文史』第五期、一九八六年、四十二～四十三頁。陳中美「劉裁甫与台山僑郷建設」同著『台山故事』台山華僑書社、一九八七年、七十一頁。
- ③⑲ 「台山県長斂錢之辣手」『香港華字日報』一九二四年十二月十九日。
- ③⑳ 「劉裁甫令各郷民築路之文章」『香港華字日報』一九二四年十二月三日。
- ③㉑ 「台山県無法籌解軍餉」『香港華字日報』一九二四年十一月十九日。
- ③㉒ 「台山県長趕辦交代」『香港華字日報』一九二五年一月五日。
- ③㉓ 「台山県長易人統聞」『香港華字日報』一九二五年一月一日。
- ③㉔ 「劉裁甫將為許氏秘書」『香港華字日報』一九二五年二月四日。
- ④⑰ 「広東省政府省務會議第三次議決案（一九二五年七月八日）」『民国時期広東省政府檔案史料選編』第一卷、広東省檔案館、一九八七年、四頁。
- ④⑱ 「台山公民促進自治之會議」『広州民国日報』一九二五年九月三十日。「台山公民促進自治之會議」『国民日報』同日。
- ④⑲ 陳宜禧と新寧鐵路については、劉玉遵・成露西・鄭德華「華僑、新寧鐵路与台山」（『中山大学学报』一九八〇年第四期）、陳邦「愛國僑商陳宜禧与新寧鐵路」（『広州文史資料』第二十五輯、一九八二年）を参照。
- ④⑳ 姚婷・梅偉強「五邑華僑与江門電力工業的開拓發展」『五邑大学学报（社

- 会科学版)』第十四卷第四期、二〇一二年、三十九頁。「台山公用事業奠基人譚蔚亭」『江門日報』二〇〇九年八月十三日。
- ④④ 「向、広東省重点中等職業学校、目標邁進」『江門日報』二〇一五年十月二十九日。
- ④⑤ 李月垣『千字文新篇』台城宏文公司、一九三二年。「序」(趙宗壇撰)に李月垣が県内の治安維持に尽力したこと、「自序」に執筆の経緯が記されている。
- ④⑥ 黄海娟「民国時期台山県的家族自治」『五邑大学学报(社会科学版)』第十七卷第一期、二〇一五年、十七〜十八頁。
- ④⑦ 中共広東省委党史研究室『中国共产党広東地方史』第一卷、広東人民出版社、一九九五年、二九四〜二九五頁。
- ④⑧ 「台山近聞彙志」『香港華字日報』一九二八年六月十五日。「台山要聞一束」同日報、同年七月十三日。
- ④⑨ 「台山近事彙志」『香港華字日報』一九二九年九月六日。「整理台山地方管産成立会」『華南報』同年月二十日。「台山近事彙志」『香港華字日報』同年十月一日。
- ⑤① 「台山近事彙志」『香港華字日報』一九三〇年二月五日。「台山茶樓抽附加捐」同日報、同年月十一日。「台山近事彙志」同日報、同年月十四日。
- ⑤② 抽稿二〇一九年前掲論文、六〜七頁。
- ⑤③ 「台山擬繼續施行自治」『越華報』一九三二年六月十五日。「台人擬請繼續自治」『広州民国日報』同年月十九日。「台山九団体聯請實現特許自治」同日報、同年月二十五日。
- ⑤④ 「請願代表在省召集會議情形」『台山民国日報』一九三一年七月二十日。
- ⑤⑤ 「積極促進地方自治」『広州民国日報』一九三二年七月三十一日。
- ⑤⑥ 「南海県積極籌備地方自治」『広州民国日報』一九三二年八月七日。
- ⑤⑦ 「台山定期討論自治」『広州民国日報』一九三二年八月二十日。
- ⑤⑧ 「両県籌辦自治訊」『広州民国日報』一九三一年九月二十日。
- ⑤⑨ 台山県国民党部委員会は、一九二四年六月に国民党中央執行委員会より黄發文・劉湘が派遣され(「台山党務派員改組」『広州民国日報』一九二四年六月十七日。「台山党部籌備処成立」同日報、同年七月十八日)、同年十月に成立した(「台山県国民党部代表大会議案節録」同日報、同年十月二日)。「台山県党部成立代表選舉大会」同日報、同年月四日)。
- ⑤⑩ 三十年代初頭の台山県国民党部委員は「台山県之新執監委員」(『広州民国日報』一九三〇年六月六日)、「台山県党部選出候圈執監委」(同日報、一九三一年八月八日)を参照。
- ⑥① 当時の台山県における党員数については、「台山党員統計」(『広州民国日報』一九三二年九月八日)を、同県人口は「台山警区人口」(同日報、同年四月二十日)、「四邑人口最近統計」(同日報、同年十月六日)および「五邑人口概数」(同日報、同年二月十九日)を参考に同県人口における党員割合を計算した。
- ⑥② 「林翼中之蒸嘗肉談」『越華報』一九三三年三月三十一日。
- ⑥③ 例えば、台山県第十一区の区公所および同区内の郷鎮公所籌備委員についての報道がある(「十一区籌備自治工作緊張」『台山民国日報』一九三一年十月五日)。
- ⑥④ 選挙結果については、「台山県参議員已次第選出」(『広州民国日報』一九三二年十二月四日)、「台山選出参議区委員」(『越華報』同年月八日)、「台山各区所委調査」(『広州民国日報』同年月十六日)を参照。
- ⑥⑤ 抽稿二〇一九年前掲論文、三〜五頁。余文略「余氏」『台山文史』第二十二期、一九九八年。
- ⑥⑥ 「陳銘樞在台山之訓話(二)」『香港華字日報』一九三二年四月二十一日。
- ⑥⑦ 「区選会中之怪状」『越華報』一九三四年五月二十九日。該記事は一九三四年の第二屆の区委員選挙での報道であるが、その状況は相似していたと思われる。
- ⑥⑧ 「台山県参議会展期成立」『広州民国日報』一九三二年二月十五日。
- ⑥⑨ 県参議會での議案については、いくつかの新聞・雑誌にて議案の一覧が掲載されている(「県参議會昨開第三次大会」・「参議會第三次大会第二次」・「参議會第三次大会第三日」・「参議會三次大会第四日」・「参議會第三次大会第五日」『胥山月刊』第十二期第七号、一九三二年七月。「台山参議會議決要案」『越華報』一九三六年三月五日。「県参議會要案誌略」『香港華字日報』同年月七日。「県参議會議決案統誌」同日報、同年月八日。「台山県参議會議決要案」『国華報』同年月日。「台山県参議会展閉幕」『越華報』同年月九日)。

- 〔台山計画恢復穀倉訊〕『國華報』一九三二年三月十四日。
- 〔70〕香港台山商會については、梅偉強・閔沢峰『廣東台山華僑史』（中国華僑出版社、二〇一〇年、三六七―三七七頁）を参照。
- 〔71〕「台掲進行儲蓄糧食」『廣州民国日報』一九三三年三月二十八日。
- 〔72〕「各県推銷国防公債」『廣州民国日報』一九三三年五月三日。
- 〔73〕「台山各界代表昨到省大請願」『香港華字日報』一九三二年十一月三日。
- 「台山各界請願之結果」『公評報』同年四月四日。
- 〔74〕「再開推銷公債會議」『香港華字日報』一九三三年十一月二十八日。
- 〔75〕「勸銷国防公債之談話會」『新寧雜誌』第二十四年第二十五期、一九三二年（発行月日未詳）。
- 〔76〕「廿二年一月二日紀念週中林主席報告廣東省三年施政計畫概要」廣東省政府秘書處編『廣東省三年施政計畫說明書』一九三三年六月、七頁。陳濟棠の經濟政策については、蕭自力「治粵建樹」（同著『陳濟棠』廣東人民出版社、二〇〇二年）、黃菊艷「陳濟棠治粵時期廣東經濟結構的變化」（『廣東史志』二〇〇三年第二期）、周興樑「陳濟棠治粵与廣東的近代化建設」（『中山大學學報（社会科学版）』二〇〇〇年第六期）、丘伝英『廣州近代經濟史』（廣東人民出版社、一九九八年、二八五―三一頁）を参照。
- 〔77〕「各県籌画救濟院之進行」『廣州民国日報』一九三五年三月二十六日。「各県領辦救濟院款」『越華報』同年四月二十四日。
- 〔78〕「救濟事業調查」『廣州民国日報』一九三四年十二月二十七日。「台山籌辦救濟院」同日報、一九三五年三月二十一日。
- 〔79〕「台山籌辦救濟院」『廣州民国日報』一九三五年七月二十九日。
- 〔80〕譚毅公「由倡建台山會館說到橫生三台別墅乃至台山公會成立」『台山公會月刊』第一期、一九三三年五月。
- 〔81〕「廣州市台山公會成立宣言」『台山公會月刊』第一期、一九三三年五月。
- 〔82〕李煜堂および香港廣東銀行については、久末亮二「廣東銀行の興亡」（同著『香港「帝国」の時代』のゲートウェイ）名古屋大學出版會、二〇一二年）を参照。
- 〔83〕「籌建廣州市台山會館緣起」『台山公會月刊』第一期、一九三三年五月。
- 〔84〕「台山港僑關心桑梓」『香港華字日報』一九三二年二月二十六日。
- 〔85〕「台山籌建設大規模委員在港設籌備處」『廣州民国日報』一九三二年二月十三日。「台新旅港商人集巨資開發古兜山」同日報、一九三二年十月二十一日。
- 〔86〕「原地方自治條例」第二十一條・第二十二條廣東省民政庁編『廣東民政庁籌備地方自治実況』一九三一年、六十六―六十七頁。
- 〔87〕「郷長嚴緝窃匪」『新寧雜誌』第二十六年第十七期、一九三四年六月二十五日。
- 〔88〕「水步碉樓增添警隊」『台山華僑雜誌』第四年第一期、一九三五年一月十五日。
- 〔89〕「大嶺郷族房日趨激烈」『台山民国日報』一九三二年八月二十四日。
- 〔90〕「古兜善後之進行」『廣州民国日報』一九三二年八月一日。
- 〔91〕「莘村郷約籌備處呈准備案」『新寧雜誌』第二十四年第二十五期、一九三二年（発行月日未詳）。
- 〔92〕「林翼中報告民政概況」『越華報』一九三三年五月九日。
- 〔93〕「台山政治經濟狀況」『廣州民国日報』一九三五年三月三十一日。
- 〔94〕陳濟棠政權における地方自治政策では、まず地方自治の専門家を養成し、その後、各県の自治科に配属して地方自治を実施していった（拙稿二〇一九年前掲論文、七―九頁）。
- 〔95〕「台山自治提案」『廣州民国日報』一九三二年六月十日。
- 〔96〕「擴大自治宣伝」『廣州民国日報』一九三五年三月二日。
- 〔97〕「自治訓導員定期出發各区訓練」・「自治訓導員到那扶工作情形」『新寧雜誌』第二十七年第八期、一九三五年三月二十五日。「台山第二期郷里鎮長施訓期」『廣州民国日報』一九三五年四月八日。「自治訓導員在台山工作情形」同日報、同年月十六日。
- 〔98〕「原府擬統籌全邑自治經費之意義」『新寧雜誌』第二十七年第二十三期、一九三五年八月二十五日。
- 〔99〕「台山県限制開支自治費」『廣州民国日報』一九三五年八月十日。
- 〔100〕「組自治費設計委會」『香港華字日報』一九三六年三月十九日。郷村自治の財政統一の方針は、県長の章萃倫が、一九三六年三月の県参議會にて区郷自治經費の統一收支を実施すべく全県自治經費設計委員會の設置を提案する。
- 〔101〕台山県第四区選出の県参議員・同区公所・秩枯郷公所・里辺郷公所の自

治人員については、以下の史料を参照（「台山県参議員已次第選出」『廣州民国日報』一九三一年十二月四日。「台山選出参議」同日報、一九三三年十月一日。「台山県各区第二屆選舉当選県参議員及候補県参議員一覽表」『台山県政年刊』一九三三年、六十三～六十四頁。「台山各区所委調査」『廣州民国日報』一九三一年十二月十六日。「荻海区委会呈請圈定郷委」『台山民国日報』一九三一年七月三日。「里辺選出三屆郷長」『台山華僑雜誌』第四年第一期、一九三五年一月十五日）。

⑩② 「台山催各区趕辦儲」『越華報』一九三三年六月五日。

⑩③ 「台山実行五級儲糧法」『国華報』一九三五年十二月十五日。

⑩④ 香港余氏宗親会のウェブサイトによれば、一九五七年に香港在住の余姓族紳が同族の継続的な親睦や援助のための資本貯蓄を目的に、余襄善堂・余燕翼堂などの五箇所の祠堂を統合し香港余風采五堂会を組織したとある。区務会議で決定した米穀購入の借り入れ先は、香港在住の荻海余姓の祠堂あるいは同族団体であったと思われる（URL: <http://hkynes.com>）。風采とは荻海余姓が始祖とする余靖を形容する名称として祠堂に用いられた（仲山「発刊詞」『風采月刊』創刊号、一九二五年一月）。

⑩⑤ 「台山荻海区儲糧之進行」『廣州民国日報』一九三六年三月二十一日。

⑩⑥ 「台山各郷停祭儲糧」『越華報』一九三六年三月十日。

⑩⑦ 「荻海倡除婚喪陋習」『香港華字日報』一九三六年二月十六日。

⑩⑧ 「邑人組織崇儉会」『曙光月報』第二十六期、一九三二年（発行月日未詳）。

⑩⑨ 前掲「荻海倡除婚喪陋習」。

⑩⑩ 「松頭提倡革除陋習」『香港華字日報』一九三六年二月四日。龍安村は伍柏軒を始祖とする約二千人の伍姓からなる宗族村であった。

⑩⑪ 伍展裴「復興台山与固有的宗族団結之利用」『香山月刊』第六期、一九三六年七月。

「謝辞」本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業の助成（17K18238および18K00079）を受けた研究成果の一部である。

（本学文学部准教授）